

救援

国は、避難後の住民の生活を救援するため、避難先を管轄する都道府県に、救援に関する措置を講じるよう指示を行います。

都道府県は、状況により国からの指示を待つ時間的な余裕が無いときは、指示を待たずに救援することができます。

また、救援活動は、都道府県が中心となって市町村や日本赤十字社と協力して行われます。

避難場所や医療の提供

避難してきた人びとに**宿泊場所**や**食品**、**医薬品**などを提供



安否情報の収集や提供

行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供を行う



武力攻撃災害への対処

国は、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするため、都道府県や市町村と協力して対処します。

ダムや発電所などの施設の警備



警戒区域を設定

住民が危険な場所に入らないよう警戒区域を設定



消防活動

消火や被災者の救助などの消防活動



放射性物質などによる汚染の拡大を防止



指定公共機関の役割

指定公共機関とは、日本赤十字社や日本放送協会（NHK）などの公共的機関、電力会社やガス会社などの公共的事業を行う企業で、国や都道府県、市町村と協力して、警報の放送や避難住民の輸送など、国民の保護のための措置を行います。

放送事業者

警報などを放送



運送事業者

避難住民の輸送や緊急物資の運送



国民の協力

国民保護法では、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」、

「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあつてはならない」とされています。

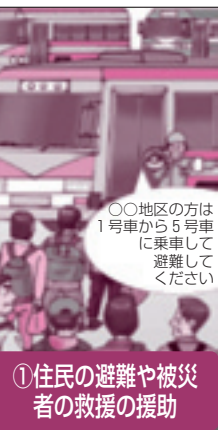
国や都道府県、市町村は、国民に協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮することとされており、要請に基づく協力により国民が死亡した場合や財産に損害を与えた場合などは、国がその損害を補償することとしています。

また、住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行うこととしています。

救護所



②消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助などの援助



①住民の避難や被災者の救援の援助

〇〇地区の方は1号車から5号車に乗り込んで避難してください